

(仮称) 福島北風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申 (案)

1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域(以下、「想定区域」という。)の広範囲に水源かん養保安林が存在しているため、水源の涵養機能への影響を回避又は十分に低減できるように、想定区域の絞り込みを行うこと。
- (2) 想定区域は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成30年5月作成)」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっていることから、周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるように、想定区域の絞り込みを行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の選定に当たっては、資材輸送、既設道路拡幅及び風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (4) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音・低周波音及び風車の影

想定区域近傍には住居等が存在することから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査・予測し、重大な影響の有無について評価すること。その上で、方法書を作成すること。

(2) 水質

想定区域及びその周辺は、水源かん養保安林や白石市の水道水源保護地域に指定されていることから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水源の涵養機能等の水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価すること。

(3) 地形及び地質

イ 想定区域の北側に砂防指定地が存在するため、調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、地震ハザードステーションサイト等で地すべり地を把握した上で、防災上危険な区域を避けるよう配慮すること。

(4) 動物

イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカや希少なコウモリなどの動物の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定し、カモシカ等への影響を回避又は十分に低減すること。

ロ 想定区域上にサシバ等の渡りルートや飛翔高度等を十分に把握した上で調査手法を設定すること。

(5) 植物

想定区域内には自然度の高い植生が分布しているため、現地調査によりその区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(6) 景観

イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査・予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ロ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 放射線の量

事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境・土壌・農産物等への影響を調査・予測及び評価すること。